



児童福祉

問子育て支援課 ☎20-1573

児童手当

※この項目は、制度が変更される場合があります。

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。子どもの将来を考え、有効に活用しましょう。

支給の対象

中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までの子どもを養育している方に支給されます。
※公務員の方は勤務先へ申請となります。
※所得制限あり。
※日本国内に居住していることが条件となります。

手当の月額

3歳未満		15,000円
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※所得制限以上の方は、年齢などにかかわらず、一律5,000円となります。

手当の支給

「児童手当」は、年3回(6月、10月、2月)に支給月の前月までの4か月分が届出された口座に振り込みとなります。

児童扶養手当

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者)を監護している母、父または母、もしくは父に代わって児童を養育している人(養育者)が、児童扶養手当を受けることができます。

支給要件

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が重度の障がいにある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母から1年以上遺棄されている児童
6. 父または母が裁判所からの保護命令を受けている児童
7. 父または母が1年以上拘禁されている児童
8. 結婚しないで生まれた児童
9. 父・母ともに不明である児童(孤児など)

手当月額

手当月額は、所得や児童数により算出します。
※所得制限あり。

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,000円	41,990円～9,910円(所得による)
2人		5,000円加算
3人以上		3,000円加算

◆ 交通遺児および母子家庭など奨学資金貸付

交通遺児および母子家庭などの子女で高等学校などに入学または在学する者に対し、修学に必要な学資の貸付を行うことによって、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的としています。

◆ 茂原市ひとり親家庭など医療費などの助成

ひとり親家庭の父母などに対し、医療費などの一部を助成することによりひとり親家庭などの福祉の増進を図ることを目的としています。

高齢者福祉

問高齢者支援課 ☎20-1572

茂原市では、介護保険でのサービスのほかに次のような高齢者福祉サービスを行っています。

長寿祝金

9月15日を基準とし、茂原市に1年以上お住まいの、満88歳、満99歳、満100歳以上の高齢者の方を対象に祝い金を支給します。

あんしん電話事業【電話回線が必要です】

市内在住の単身高齢者などに、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します。ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や事前登録した協力員への連絡をします。所得に応じて自己負担があります。

家族介護慰労金

要介護4～5の方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。市民税非課税世帯が対象です。

家族介護用品支給事業【事前申請が必要です】

要介護度4～5の方を同居で介護する家族が、紙おむつなどを1割の負担で購入できます。市民税非課税世帯が対象です。同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象になりません。また、社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と本事業を併用することはできません。

高齢者在宅生活支援事業

①緊急時のショートステイ
在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊(ショートステイ)を実施します。利用料は1日あたり1,600円で、利用期間は原則として1か月に7日間以内です。

②緊急時のホームヘルプ
対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助(ホームヘルプサービス)を実施します。利用料は1時間あたり300円で、利用回数は原則として週2回以内です。

徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させ、行方不明になったときGPSを利用して位置を特定します。毎月の利用料など自己負担があります。

福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話を有しておらず、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸与します。基本料金や1か月30度数分までの通話料は無料ですが、携帯電話にかけたときの通話料などは自己負担となります。所得税非課税の方が対象です。

養護老人ホームへの入所

市内在住の高齢者で、環境上の理由や経済的理由により居宅において介護を受けることが困難な方を、養護老人ホームに入所させます。

地域包括支援センターとは？

問地域包括支援センター ☎20-1583

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から、総合的に支えるために日常生活圏域ごとに設けられました。

みなさんがいつまでも健やかに、住み慣れた地域で生活できるように支援させていただきますので、ご利用ください。

どこに相談するの？

市内には地域包括支援センターが4カ所あり、それぞれの名称、担当地区は以下のとおりとなっています。

名称	茂原市地域包括支援センター
住所	〒297-8511 茂原市道表1 市役所高齢者支援課内【エリアマップ1図C-5】
連絡先	TEL: 0475-20-1583 FAX: 0475-26-6788
担当地区	茂原、高師、高師町1～3、萩原町1～3、上林、鷺巣、上茂原、箕輪、長谷、内長谷、墨田、早野新田、東茂原、大芝、千代田町1～2、八千代1～3、道表、東部台1～4、小林飛地、中部、茂原西、高師台1～3、町保



養護老人ホーム 長生共楽園
☎0475-24-2207
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]



特別養護老人ホーム 長生共楽園
☎0475-22-1888
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]



◆ケアプラン作成
◆居宅サービス
居宅介護支援センター
☎0475-22-8866
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]



特別養護老人ホーム 第二長生共楽園 ひめはる
☎0475-20-2288
茂原市下永吉2667-5 [エリアマップ13図A-2]



茂原市みなみ地域包括支援センター
☎0475-20-2626
茂原市下永吉880 [エリアマップ13図A-1]



社会福祉法人 長生共楽園
茂原市下永吉2812 [エリアマップ13図A-2]

◆職員随時募集中◆ お気軽にお問合せ下さい。 ☎0475-22-1888



名称	茂原市みなみ地域包括支援センター
住所	〒297-0035 茂原市下永吉880 【エリアマップ13図A-1】
連絡先	TEL: 0475-20-2626 FAX: 0475-20-2627
担当地区	早野、綱島、中善寺、石神、八幡原、六田台、緑町、長清水、上永吉、下永吉、猿袋、三ヶ谷、立木、台田、野牛、中の島町

名称	茂原市ほんのう地域包括支援センター
住所	〒299-4114 茂原市本納2818-1 【エリアマップ6図A-5】
連絡先	TEL: 0475-36-2123 FAX: 0475-36-2138
担当地区	上太田、下太田、大沢、柴名、桂、吉井上、吉井下、本納、榎神房、高田、小萱場、法目、西野、萱場、弓渡、粟生野、御蔵芝、清水、千沢、南吉田

名称	茂原市ちゅうおう地域包括支援センター
住所	〒297-0074 茂原市小林2004-1 【エリアマップ8図E-5】
連絡先	TEL: 0475-26-7525 FAX: 0475-26-7526
担当地区	国府関、真名、山崎、押日、黒戸、庄吉、芦網、緑ヶ丘1～5、長尾、大登、小林、渋谷、腰当、北塚、千町、六ツ野、木崎、谷本、本小鬱、小鬱、新小鬱、七渡、東郷、中之郷飛地、川島飛地

障害者福祉

☎障害福祉課 ☎20-1666

身体障害者手帳

身体障害者であることを証明するものであり、各種の援助を受けるために必要な手帳です。

対象＝身体障害者手帳の交付を受けられる方は、肢体(上肢・下肢・体幹)、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓に障害があるため、日常生活に制限を受けている方です。

療育手帳

知能の発達に遅れがある方に、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために必要な手帳です。

対象＝療育手帳の交付を受けられる方は、児童相談所、または千葉県中央障害者相談センターで知的障害者と判定された方です。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳であり、交付を受けた方に対し、さまざまな福祉的な配慮や支援が講じられ、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。

対象＝総合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病(高次脳機能障害を含む)、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など)およびその他の精神疾患を対象とし、療育手帳を有する知的障害者が精神疾患を併せて有している場合にも交付対象となります。

特別障害者手当

在宅の20歳以上の方で、日常生活に常時特別の介護を必要とする重度の障害者に手当を支給します。

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害児の方に手当を支給します。

特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉増進を図り、その生活に寄与することを目的として児童の父母または養育者に対して支給します。

重度心身障害者福祉手当

在宅の知的障害者の方に手当を支給します。

介護給付

①居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯および掃除などの家事、ならびに生活などに関する相談および助言のほか生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常時介護を必要とし、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援などを総合的にを行います。

③行動援護

自己相談能力に制限がある人が行動するときに、危険などを回避するために必要な支援を行います。

④同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時およびそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事などの介護のほか、外出する際に必要となる援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人で、特に介護の必要性が高い人に、包括的な障害福祉サービスを行います。

⑥短期入所

介護者が病気などの場合、短期間(夜間も含む)施設で介護などを行います。

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

⑧生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつなどの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供を行います。

⑨施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

訓練等給付

①自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活、社会生活ができるよう一定期間、身体機能または、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

②就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労継続支援(雇用型・非雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

④共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居で、相談、入浴・排せつ・食事などの介護のほかの必要な日常生活上の援助を行います。

地域相談支援

①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

②地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

計画相談支援

①サービス利用支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

②継続サービス利用支援

継続された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行います。

障害児通所支援

①児童発達支援

通所施設において、未就学児への集団療育等の支援を行います。

②医療型児童発達支援

医療型児童発達支援センターや指定医療機関に通所し、身体不自由のある児童に児童発達支援および治療を行います。

③放課後デイサービス

通所施設において、放課後等に行う就学時への集団療育等を行います。

有限会社 セーフ住設

快適な住環境創りの総合パートナー



- ・建築一般
- ・住宅機器販売
- ・リフォーム工事

〒299-3211 大網白里市細草2181-5
http://www.se-wajp

■営業時間: 8:00~17:00
■定休日: 日曜、祝日、夏季休暇、年末年始休暇

住まいに関するご相談は、何でも承ります。
フリーダイヤル 0120-07-2666

デイサービス 清和の里 清和の里 居宅介護支援事業所

有限会社セーフ住設 介護事業部



- ・サービス利用の相談・アドバイス
- ・要支援・要介護認定などの手続きの代行
- ・ケアプランの作成・見直し
- ・福祉用具の相談
- ・介護保険施設への紹介

〒299-4113 茂原市法目1303-1
http://seiwa11105.sitemix.jp

■営業時間: 9:30~16:45(延長可可能です)
■定休日: 水曜日

エリアマップ 6図 B-4

介護の事なら、どんなことでも気軽にご相談ください。
☎ 0475-47-3545 ☆サービス利用の相談は無料です。





④保育所等訪問支援

保育所等において、通園している障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

各種支援事業

- ・補装具の給付
 - ・福祉タクシー運賃一部助成
 - ・重度心身障害者医療費助成
 - ・自立支援医療
 - ・日中一時支援事業
 - ・移動支援事業
 - ・日常生活用具給付事業
 - ・訪問入浴サービス事業
 - ・更生訓練費給付事業
 - ・障害者自動車運転免許取得費助成事業
 - ・身体障害者用自動車改造費助成事業
 - ・コミュニケーション支援事業
 - ・知的障害者職親委託事業
 - ・相談支援事業
 - ・成年後見制度利用支援事業
- ※くわしくは、障害福祉課へお問い合わせください。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

65歳以上75歳未満の一定の障害がある方は、被保険者として後期高齢者制度に加入することができます。また、65歳以前に障害をもたれた方は、65歳になった日から加入することが可能となります。くわしくは、国保年金課へお問い合わせください。

年金

◆ 障害基礎年金

障害基礎年金は、原則として初診日が国民年金加入期間中であり、病気やけがにより障害者になった場合に支給されます。障害基礎年金を受けるには要件がありますので、国保年金課へお問い合わせください。

◆ 心身障害者扶養年金

障害者を扶養している方が万一死亡または重度障害になったとき、この制度に加入して掛け金を納めていた場合は、残された障害者に終身一定の年金が支給されるものです。くわしくは、障害者手帳を持参して障害福祉課へご相談ください。

◆ そのほかの障害者福祉サービス

NHK放送受信料の減免、携帯電話料金割引サービス、有料道路料金の割引、NTT無料電話番号案内、郵便による不在者投票、生活福祉資金の貸し付け、各種運賃の割引、駐車禁止規制適用除外、税制上の特別措置、リフト付福祉カーの貸し出し、車いすの貸し出し。

社会福祉協議会

☎ 社会福祉協議会 ☎ 23-1969

社会福祉協議会は、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、「誰もが住みなれた地域社会で、安心して生活できるよう」さまざまな福祉活動を行い、地域福祉を推進しています。

福祉の土壌づくり

◆ 啓発活動

- ・社協会員の募集
- ・『社福もばら』の発行
- ・ホームページ・SNSの運営
- ・社会福祉大会の開催
- ・福祉こどもまつりの開催
- ・福祉教育の推進
- ・声の広報活動(目の不自由な方々への配布)
- ・共同募金運動の推進

市民の福祉活動への参加促進

◆ ボランティア活動

- ・ボランティアセンターの運営
- ・ボランティア相談・登録・紹介
- ・ボランティアの養成・活動支援
- ・ボランティア保険
- ・ボランティア月間の推進
- ・ボランティア情報誌『with』の発行
- ・福祉機材などの貸し出し(車いす、綿菓子機、鉄板など)
- ・災害ボランティアの活動支援、災害ボランティア協力者の登録

◆ 地域福祉活動

- ・地区社会福祉協議会事業(ふれあい・いきいきサロンなど)
- ・地域交流事業

地域住民の生活支援

◆ 在宅福祉サービス事業

- ・見守りネットワーク事業(食事サービス)
- ・訪問理髪サービス事業
- ・紙おむつ支給事業

◆ もばら後見支援センター

- ・日常生活自立支援事業(金銭管理のお手伝いなど)

◆ 相談事業

- ・心配ごと相談
- ・無料法律相談

◆ 貸付事業

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉金庫貸付事業

◆ 生活支援事業

- ・夏季一時金支給事業
- ・応急援護事業
- ・交通遺児見舞金支給事業

子育て支援

◆ 子育て支援事業

- ・児童センター事業(親子で遊ぶ会など)
- ・学童保育事業(東郷、二宮、豊岡、夏期茂原学童クラブ)

介護保険・障害福祉サービス

◆ 介護保険サービス

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業(介護予防含む)

◆ 障害福祉サービス

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業
- ・福祉作業所あゆみの家の管理運営(就労継続支援B型施設)
- ・特定相談支援事業

そのほか

- ・福祉センターの管理運営(総合市民センター、二宮・豊田・五郷・豊岡・東郷福祉センター)
- ・敬老事業
- ・当事者団体、福祉関係団体の活動支援





平成27年8月1日から介護保険の費用負担が変わりました

①負担割合が変わりました

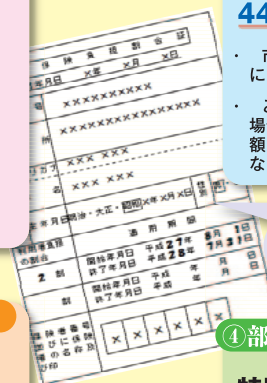
一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が**1割から2割**になりました。

- 収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- 65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

②負担上限が変わりました

世帯内に現役世代並の所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が**37,200円から44,400円**になります。

- 市区町村民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。



介護保険負担割合証が市区町村から交付されるので、被保険者証と併せてサービス利用時に提出してください。

市区町村への申請が必要になります。

③食費・部屋代の負担軽減の基準が変わりました

食費・部屋代(室料+光熱水費)の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の**預貯金**などの少ない方に限定されます。

- 非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- 預貯金など(現金、有価証券なども含む)を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

市区町村への申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。

④部屋代の負担が変わりました

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の方等は、**室料相当の額**を負担していただくことになります。

- 食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)
- 具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

出典：厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp) 「周知用ポスター」(厚生労働省 介護保険制度の概要) (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_jourousei/gaiyo/index.html) を加工編集して作成

介護 エリアマップ1図 A-5

町の便利屋さん
ふれあいサービス宝



○介護タクシー ○通院介助 ○買物代行 ○家事援助 ○出産援助
○草刈り ○墓掃除など、身のまわりでお困り事は有りませんか?
まごころ込めてお手伝い致します。
お気軽にご相談ください。

■茂原市鷲巣50-2
■TEL:0475-47-2106
■営業時間/8:30~17:00
■定休日/第2・4土曜、日曜、祝日、夏季、年末年始
☆時間外の対応も致します。

P なし

居宅支援事業所 エリアマップ6図 B-4

地域の介護相談窓口として
あぁ100歳(株) にここサロン

◆面談によるご相談 ◆介護プラン作成
◆介護サービス事業者の紹介、依頼、調整 ◆継続してサポート
●介護タクシーのご用もどうぞ(要予約)
●介護タクシー「あぁ100歳」携帯090-8119-2462

■茂原市法目922-7
■TEL:0475-47-3322 ■FAX:0475-47-3740
■営業時間/9:00~18:00
※携帯電話090-8119-2462 (24時間対応:工藤)

P あり

福祉 エリアマップ13図 A-2

~長く生き、共に楽しむ園~



社会福祉法人 **長生共楽園**

社会福祉法人長生共楽園は「共に楽しく長生きしていただける園」を基本理念に、昭和28年に創設され現在に至っております。基本理念は利用者職員が共に仲良く楽しく、家庭的で和やかな雰囲気の中、心穏やかに生活していただくということです。また、多様化する地域ニーズに応え、多角的に事業展開しており、創設からの信頼を引継ぎながら、長生共楽園の新たな道をこれからも「共に楽しく」築いてまいります。

■茂原市下永吉2812
■TEL:0475-22-1888 ■FAX:0475-24-2206
■URL:http://www.choseikyorakuen.com/
◇養護老人ホーム◇特別養護老人ホーム◇地域密着型特別養護老人ホーム
◇ケアプラン作成◇ショートステイ◇デイサービス◇ホームヘルパー

P あり

福祉 エリアマップ1図 D-3

誠意と真心で在宅生活を応援します
(有)グッド ケア



☆住み慣れた地域で、住み慣れた家で暮らし、その方らしく生活していくために・・・

☆グッドケアが応援します。

■訪問介護事業所 グッドケア茂原
■グッドケア居宅介護支援事業所
茂原市高師69 TEL.0475-26-2886 FAX.0475-26-6886
■通所介護事業所 グッドケアホーム
茂原市東茂原12-28 TEL.0475-24-2550 FAX.0475-24-2550

P あり

介護 エリアマップ9図 E-2

通所介護(日帰り介護施設)
デイサービスセンター長生東



◆朝ご自宅までお迎えに伺い、入浴・食事・体操等を行い、社会的な交流を図り、夕方お送りする日帰り介護施設です。
◆定員15名の少人数型で入浴もお一人ずつ対応します。
◆車椅子の方でも安心してご利用いただける設備を整えています。

■茂原市千沢842-1 ■TEL:0475-34-7755 ■FAX:0475-34-7756
■営業時間/8:00~17:15
■定休日/月曜、日曜
※祝日は営業しております。
※随時見学もできます。詳しい料金など、お気軽にお問い合わせください。

P あり

介護 エリアマップ6図 A-4

介護付有料老人ホーム
サンライズ茂原



介護でお困りの方に・・・

■ショートステイ ■長期入居(月払、日単位、一時金方式)
※見学・体験入居随時受付中です。
まずはお気軽にご相談下さい。

■茂原市本納3356-1 JR本納駅より徒歩10分
■[Free]0120-74-2024 ■FAX:0475-34-4611
■電話/0475-34-2024 ■URL:http://www.sunrise-mobara.co.jp/
■E-mail:sunrise@mbj.ocn.ne.jp
※ネットで検索「サンライズ茂原」

P あり

